

# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第97回 災害大国日本の災害対策・対応と 改憲による緊急事態条項の必要性

憲法問題対策センター副委員長 津田 二郎 (57期)

1 安倍首相は、本年9月11日、憲法改正について、「必ずや成し遂げていく決意だ」と強い意欲を示し、「新しい体制で憲法改正に向けた議論を力強く推進していく」と述べたうえで、国会で与野党が議論すべきだと強調したと報じられました（2019年9月11日 FNNニュース）。自民党は、憲法改正たき台素案として①自衛隊明記、②緊急事態条項、③高等教育の無償化、④合区・地方自治体の4つを提案しています。

今回はこのうち、②緊急事態条項について述べたいと思います。

2 緊急事態条項とは、「災害に見舞われたり外国から攻撃・侵略を受けたり、緊急を要する事態が起こったときに憲法の一部の機能を停止して、国を守るために必要なルールを政府だけで決めて対応できるようにする」制度などと説明されています。

緊急事態条項について日弁連は「戦争・内乱等・大規模自然災害に対処するために対処措置を講じる必要性は認められず、また、同草案の緊急事態条項には事前・事後の国会承認、緊急事態宣言の継続期間や解除に関する定め、基本的人権を最大限尊重すべきことなどが規定されているが、これらによっては内閣及び内閣総理大臣の権限濫用を防ぐことはできない」などとして反対意見を述べているところです（2017年2月17日付 日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書）。

3 ところで、ここ数年を振り返ってもわが国には度々大規模自然災害が発生しています。2011年3月の東日本大震災以降、2016年4月の熊本地震、2018年6月の大阪北部地震、9月の北海道胆振東部地震と震災があったほか、毎年のように台風や豪雨による被害が全国各地で発生しています。昨年、西日本を

中心に大きな被害を出した平成30年7月豪雨災害や今年8月末から9月の台風15号被害が記憶に新しいところです。これらの災害では、災害対策基本法や災害救助法の適切な運用とともに災害に対応するための人的・物的インフラの不足が深刻な問題として指摘されました。

4 さてこれらの大規模自然災害に対して、緊急事態条項の創設は果たして有効だったといえるのでしょうか。

株式会社帝国データバンクによる調査\*1によれば、総じて民間が復興の進捗に貢献したと評価され、中央政府や地方自治体が復興の進捗の障害になったと評価されています。

状況は政権交代後も変わっていません。昨年の平成30年7月豪雨災害では、政府与党の初動の遅れの問題が強く指摘されました。これを教訓化してよいはずの今年の台風15号被害でしたが、台風が上陸し被害が発生した9月8日、9日に政府は適切な対応をとらず、11日に内閣改造を実施してそれまでの防災担当大臣も交代させたため、対応が遅れたと指摘されています。

5 このように大規模自然災害は毎年のように発生しているのに、残念ながら政府が適切な危機管理体制をとっていたとはいえない状況です。このような政府に権限を集中させるのが緊急事態条項です。

6 なお、地方自治体が自衛隊の出動を政府に求められない場合でも、政府の判断で自衛隊の出動ができるようにすべきとの意見があるようですが、自治体と政府が密に連絡を取り合うことで必要な情報の共有が可能ではないかと考えられますので、自治体が主導し国が後方支援を行う現行法のままでも十分対応が可能であると考えます。

\*1：株式会社帝国データバンク産業調査部「震災復興に対する企業の意識調査 — TDB景気動向調査2012年2月特別企画 —」2012年3月5日  
[http://www.tdb-di.com/visitors/kako/1202/summary\\_2.html](http://www.tdb-di.com/visitors/kako/1202/summary_2.html)